

ちばアントレプレナーシップ教育コンソーシアム Seedlings of Chiba 会費規程

【目的】

第1条 この規程は「ちばアントレプレナーシップ教育コンソーシアム Seedlings of Chiba」（以下「コンソーシアム」という。）における規約第10条第2項の規定に基づき、会費の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

【会費】

第2条 正会員は、毎年度1口以上の会費の額を納入することし、会費の額は、正会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 団体会員 1口あたり5万円
 - (2) 教育機関会員 免除とする。ただし、学生に向けた活動参加勸奨や学術的知見の提供など、コンソーシアムの活動に寄与するよう可能な限り努めなければならない。
 - (3) 個人会員 1口あたり1万円
 - (4) 学生会員 1口あたり2千円
 - (5) 特別会員 免除とする。ただし、毎年度総会における承認を得なければならない。
- 2 納入する会費の口数は入会時に指定するものとし、入会後に変更する場合は会費口数変更届を提出し、会長の承認を得なければならない。
- 3 年度の途中で入会した正会員における当該年度の会費については、入会した月から年度末までの月割とする。ただし、百円未満の端数が生じる場合は、切り上げとする。

【会費の免除】

第3条 正会員が次の各号に該当するときは、前条の規定にかかわらず当該会費を免除とする。

- (1) 事業年度の最終月に入会した正会員。ただし、入会年度に限る。
- (2) その他の理由により、会長が特に必要と認めるとき。

【会費の免除の取消】

第4条 第2条第1項第2号、同項第5号又は第3条第1項第2号において会費を免除された正会員について、コンソーシアムの活動への寄与が顕著でなくなったと会長が判断する場合は、総会の承認を得ることで免除を取り消すことができる。

- 2 前項の会費の免除の取消は、総会の承認があった事業年度の翌事業年度から適用するものとする。

【会費の納入】

第5条 会費は、毎年度、会長より請求するものとする。

- 2 会費の請求を受けた会員は、指定された期日までに会費を納入しなければならない。

【払込先】

第 6 条 会費の払込先口座は、会費の請求時に会長が別途指定する。

【年度の途中で退会した会員の取扱い】

第 7 条 年度の途中で退会した会員に対し、納入された会費は還付しないものとする。

【その他】

第 8 条 この規程に定めるほか、会費に関し必要な事項は、事務局長が定めるものとする。

【附則】

この規程は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。